



議案第五十四号

団体営三徳地区ほ場整備工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年五月二十五日

三朝町長 松・村 喬 成

昭和五拾六年五月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

- 一 工 事 名 団体管三徳地区汚場整備（坂本工区第二次）工事
- 二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字坂本及び三徳地内
- 三 契約の相手方 倉吉市山根五四二ノ一
株式会社 河 金 組
- 四 契 約 金 額 金 七 四 九 〇 〇 〇 〇 〇 円
取締役社長 河 金 敬 儀
- 五 工事完成期限 昭和五十六年七月三十日
- 六 契約締結の方法 指名競争入札